

一般社団法人 泉青年会議所
役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人泉青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第2条 正会員の資格を有する役員の報酬は無報酬とする。

第3条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。

- (1) 報酬の額の算定方法は、1ヶ月間につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
- (3) 支給の方法は、出席の都度銀行振り込みによる。

第4条 本規程に定めるもののほか、役員報酬に関する事項はその都度総会において決定する。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。